とともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならないこと。

③町民の責務

町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取り扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めること。

個人情報の取り扱いについて3つのルールを定めています

①個人情報の収集の制限

◆収集目的をはっきりさせ適正、かつ、公正な方法で収集します。

◆原則として、本人から収集します。

◆思想、信条等に関する情報は収集できません。ただし、法令等に定めがある場合は除かれます。

②個人情報の利用及び提供の制限

◆個人情報収集目的以外の目的で個人情報の利用及び提供はできません。ただし、本人の同意等がある場合は除きます。

◆本人の同意等を得て個人情報を実施機関以外に提供する場合は、適正な取扱を求めます。

◆実施機関以外へ通信回線を使用した電子計算機による個人情報の提供はしません。ただし、個人情報保護審査会の意見を聞いたうえで、公益上の必要があり、かつ、情報の保護に関し必要な措置がされていると認められるときを除きます。

③適正な管理について

◆保有している個人情報を正確、かつ、最新の状態に保ちます。

◆個人情報を漏らしたり、なくしたりしないように管理します。

◆個人情報保護のための責任体制を明らかにします。

◆必要のなくなった個人情報は、速やかに廃棄又は消去します。

個人情報請求等の種類

①個人情報の開示請求

実施機関が保有する個人情報のうち、自己に関する情報については、本人であれば誰でも、その情報の開示を請求できます。

②個人情報の訂正請求

開示された自己に関する情報に、事実の誤りがあるときは、その情報の訂正を請求できます。

③個人情報の削除請求

開示又は非開示の決定をされた自己に関する情報が、収集のルールに違反していると認められるときは、その情報の削除を請求できます。

④個人情報の取扱いの是正の申出

自己に関する情報が利用及び提供のルールに違反していると認めるときは訂正の申出ができます。

◆以上の場合、事実の誤り、収集、利用及び提供のルールに違反していることを証明する書類が必要となります。

個人情報の開示等を請求できる人

開示等の対象となる個人情報が記録されている本人又はその法定代理人です。

開示することができないことがある個人情報

◆第三者情報を含む情報

◆指導・評価・判定等の情報

◆国や他の地方公共団体との協力・信頼関係が損なわれる情報

◆合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれる情報

◆行政上の意思形成過程にある情報

◆行政事務事業の適正な執行に支障のある情報

◆法令又は条例の規定により開示できないとされている情報

情報公開制度・個人情報制度

公開手続

請求の方法

情報公開請求をする場合は、役場総務課に備え付けの所定の請求書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

請求に対する公開・非公開の決定

請求を受けた日から15日以内に、公開するかどうかを決定し、請求者に書面で通知します。

ただし、やむを得ない理由により期間内に可否の決定ができないときは、期日を定めてその期間を延長します。

公開の方法と費用

決定通知でお知らせした日時に指定された場所（通常は役場内会議室）で閲覧、視聴又は写しの交付等によって行います。

閲覧にかかる手数料は無料ですが、写しの交付を希望される場合は、実費を負担していただきます。（各１枚単価＝Ｂ５／15円・Ａ４／20円・Ｂ４／30円・Ａ３／40円）

決定に不服がある場合

情報公開制度・個人情報保護制度ともに、請求に対する決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき決定を知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関に対して、不服申し立てをすることができます。

この場合、実施機関は不服申し立てに対して、学識経験者などで構成する「光町情報公開審査会」又は「光町個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を尊重して決定をします。

問合せ　総務課庶務係
☎(84)１２１１ 内線２２１１